

法第 13 条及び省令に基づく特記事項

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	
	造成等	造成等の工事	有 無
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	有 無
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	有 無
	屋根	屋根の工事	有 無
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	有 無
	その他 ()	その他の工事	有 無

2 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
コンクリート		
木材		
アスファルト・コンクリート		

3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

¥ _____

(税込み)